

2006

1.15

広報

はむら

contents

- 羽村市まちづくりフォーラム 1
- 平成18年度から住民税が変わります 2
- 平成18年度の住民税（市民税・都民税）の
申告受付 3
- 平成17年分所得税確定申告の受付 4
- 介護保険のサービス利用料は確定申告で医
療費控除の対象となる場合があります 5

- 第21回女と男、ともに織りなすフォーラム
in はむら 6
- 指名競争入札参加資格申請の受付を行います 6
- お知らせ 7
- 健康ガイド 13
- 団体のひろば 14



文化財防火デー

貴重な文化財を守るため、1月26日は「文化財防火デー」と定められています。市では、1月22日(日)、阿蘇神社で文化財消防演習を行います。

(写真は、昨年玉川神社で行われた演習の様子)

羽村市まちづくりフォーラム

『ごみ減量とリサイクルの推進』

2月5日(日)午後 1 時30分～4時30分

コミュニティセンター 3階ホール

市では、第四次羽村市長期総合計画に基づく「市民と行政が協働したまちづくり」を推進するため、平成14年度から、計画に掲げる5つの基本目標に沿って、「羽村市まちづくりフォーラム」を開催しています。

今回は、基本目標の中から「環境」の分野に焦点をあて、『ごみ減量とリサイクルの推進』をテーマに開催します。

ごみの適正処理とリサイクルを推進し、循環型社会を築いていくことは、長期総合計画における重要な施策です。市では、平成12年10月から、容器包装プラスチックと雑紙の分別収集を開始し、15分別収集を行うとともに、平成14年10月からは、計画に基づき、ごみの戸別収集・二部有料化を導入し、ごみの減量とリサイクルの推進施策を展開してきました。その結果、市民の皆さんのご理解とご協力により、燃やせるごみ・燃やせないごみの量が減少するとともに、資源ごみの収集量が増加するなど、確実に成果をあげています。

しかし、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を実現していくためには、市民、事業者、行政それぞれがごみの排出に責任と役割を担い、ごみの排出量を抑制するとともに、資源の有効

活用のためにリサイクルを一層推進していくことが重要です。

今回のフォーラムでは、環境にやさしい安心して暮らせるまちづくりを目指し、『ごみ減量とリサイクルの推進』について公開討論を行うことで、市民の皆さんの意見も聞きながら一緒に考えていきます。

皆さんのご参加をお待ちしています。

羽村市まちづくりフォーラム

テーマ ごみ減量とリサイクルの推進
日 時 2月5日(日)午後1時30分～4時30分(午後1時開場)
会 場 コミュニティセンター3階ホール
定 員 180人

■基調講演第1部

講 演 羽村市長 並木 心

テーマ

「ごみ減量とリサイクルの推進」

■基調講演第2部

講 演 早川哲夫さん(麻布大学環境保健学部環境政策学科教授)

テーマ

「持続可能な循環型社会の実現に向けて」

■パネルディスカッション

基調講演をもとにパネルディスカッションを行い、会場の皆さんを交えて討論していきます。

参加申込方法

いずれかの方法でお申込みください。

①電話による申込み

企画課企画担当へご連絡ください。

電 話 555-1111 (内線312314)

②郵便・ファクスによる申込み

「まちづくりフォーラム参加希望」と明記し、住所・氏名・電話番号を記入し、送付してください。

郵便 〒205-8601 (住所記載不要)

ファクス 554-2921

※いずれも羽村市企画部企画課宛

③Eメールによる申込み

Eメール s101000@city.hamura.to

kyo.jp

※市ホームページ「まちづくりフォーラム」のページからも送信できます。

URL <http://www.city.hamura.tokyo.jp/section/kikakuka/kika>

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/section/kikakuka/kika>

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/section/kikakuka/kika>

申込締切 1月31日(火)

問合せ 企画課企画担当

平成 18 年度から 住民税が変わります

少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間および高齢者間の公平を図る必要から、平成 16・17 年に大幅な税制改正が行われ、住民税についても「幅広い層に税の負担をお願いする」方向で改正がありました。平成 18 年度住民税から適用される主な改正は、次のとおりです。

1 定率減税の見直し
2 妻の均等割軽減措置の廃止

3 老年者控除の廃止

4 公的年金等控除の見直し

5 老年者の非課税制度の廃止

65 歳以上の方で、前年の合計所得が 125 万円以下の方の住民税非課税措置がなくなりました。

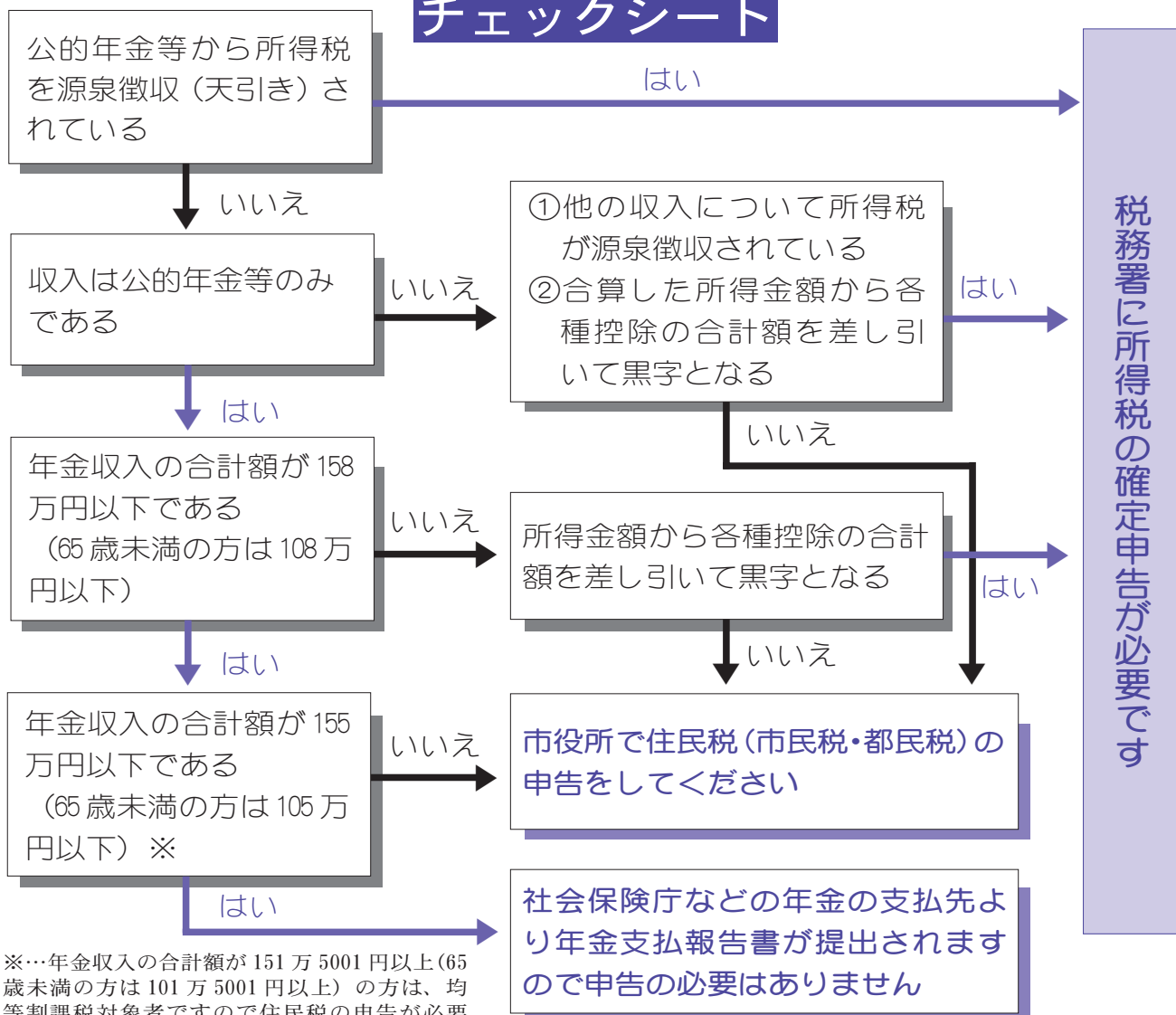
なお、障害者、寡婦（夫、未成年で、前年の合計所得が 125 万円以下の方の住民税非課税措置はそのまま継続されます。

※65 歳以上の方については、右記 **3 4 5** の改正により、新たに住民税の申告や所得税の確定申告をする必要が生じる方がいます。

ご自分がどのような申告が必要なのか、チェックシートを参考にしてください。

所得税および住民税の申告が必要かどうかは、個々のケースによって異なります。※チェックシートはあくまで参考です。

チェックシート



※…年金収入の合計額が 151 万 5001 円以上（65 歳未満の方は 101 万 5001 円以上）の方は、均等割課税対象者ですので住民税の申告が必要になる場合があります。

平成18年度の住民税

(市民税・都民税)の申告受付

平成17年中の収入などを
次の期間内に必ず申告して
ください

受付会場 市役所4階大会議室A

受付期間 2月1日(水)～3月15日(水)

受付時間 午前9時～11時30分、午後
1時～4時

※土・日曜日の住民税申告の受付は市
役所1階課税課窓口で行います。

市民税・都民税の申告をしなけ
ればならない方

- ◆給与所得だけの方で、勤務先から市
へ給与支払報告書が送付されていな
い方(勤務先で確かめください。)
- ◆事業、不動産、配当、年金、雑など
の所得があった方で、確定申告の必
要のない方
- ※国民健康保険加入者は、昨年中の所
得のない方も必ず申告してください。

市民税・都民税の申告の必要が
ない方

- ◆確定申告書を税務署に提出する方
- ◆給与や公的年金の支払報告書が市へ
送られている方で、その他の所得が
ない方

申告の際に持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証
明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給されている方は、公的年
金などの源泉徴収票
- ④ 国民年金保険料等の控除証明書
- ⑤ 社会保険の領収書(昨年中に国民健
康保険税や健康保険料、厚生年金保
険料などを支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や損害保険の控除証明書、
医療費などの領収書など
- ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手
帳など

- ⑧ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶
者の所得が明らかになる資料
- ⑨ 事業所得者などの方は、収支決算書
や帳簿など

【ご注意ください】

平成14年度から国民年金保険料は
国が徴収していますので、保険料の
支払額については、立川社会保険事
務所(☎523-0351)に照会
手続きをお願いします。

【お願い】

申告を円滑に行えるよう、受付時
には正確に記載された申告書を提出
してください。

郵送による受付

申告書に源泉徴収票、事業主の支払
証明書または収支明細書などの必要書
類を添付し、該当する事項を記入の上、
課税課市民税係へ郵送してください。
なお、申告書の控えに受付印が必要
な方は返信用封筒を同封の上、送付し

てください。

郵送先 〒205-8601(住所記

載不要) 羽村市課税課市民税係

出張受付をご利用ください

■出張受付日程表

期日	時間	会場
2月3日(金)	午後1時30分 ～4時	川崎会館
2月8日(水)		美原会館
2月9日(木)		三矢会館

※所得税の確定申告も一部受付します。
(左ページの平成17年分所得税確定
申告の受付/市役所での受付欄中の
「受付できないもの」以外)
問合せ 課税課市民税係